

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月26日提出

高山市長 田中 明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	令和7年11月17日 未明 [REDACTED]		
	事故の概要	根元が腐食した市有地の樹木が倒れたことによる建物破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (車庫屋根、倉庫屋根)	
	被害総額・市の過失割合	—	231,000円・100分の100	
	賠償金	—	231,000円	
	内 訳	保険金	—	231,000円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和8年1月20日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和7年8月10日 午後2時頃 高山市奥飛驒温泉郷神坂709番地11 (新穂高駐車場第3駐車場内)		
	事故の概要	根元が腐食した樹木が倒れたことによる車両破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (ルーフ他)	
	被害総額・市の過失割合	—	262,084円・100分の100	
	賠償金	—	262,084円	
	内 訳	保険金	—	262,084円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和8年2月9日 地方自治法第180条第1項			